

## 長野市建設工事における現場代理人の設置に関する取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、長野市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条第1項第1号に規定する現場代理人の設置に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 主任技術者 法第26条第1項の規定により、請け負った建設工事を施工する場合に工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。
- (2) 監理技術者 法第26条第2項の規定により、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金の合計が4千5百万円（建築一式工事の場合は、7千万円）以上となる場合に工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。
- (3) 監理技術者補佐 法第26条第3項ただし書の規定により、監理技術者の行うべき法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者をいう。
- (4) 現場代理人 約款第10条第2項の規定により、工事現場に常駐し、建設工事の運営及び取締りを行う権限を有する者をいう。

### (現場代理人の雇用関係)

第3 現場代理人は、所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。

- 2 直接的な雇用関係とは、当該技術者等とその所属する建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働期間、雇用及び権利構成）が存在することをいう。
- 3 恒常的な雇用関係とは、当該技術者等とその所属する建設業者との間で、一般競争入札にあっては入札の申込のあった日、指名競争入札にあっては入札の執行日、随意契約にあっては、見積書の提出のあった日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

### (現場代理人の常駐)

第4 現場代理人は、別に定める場合を除き、工事現場ごとに常駐しなければならない。

- 2 常駐とは、当該工事の現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していることをいう。

### (現場代理人の兼任)

第5 建設業法第26条各項に規定する主任技術者、監理技術者若しくは、監理技術者補佐は、当該工事現場の現場代理人を兼ねることができる。

- 2 現場代理人は、次の各号のいずれにも該当する工事で、対象となる全ての工事について発注者に現場代理人兼任届（様式第1号）及び連絡員配置届（様式第2号）を提出した場合は、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事又は同時に発注された複数の建設工事の現場代理人を兼ねることができる。
- (1) 長野市（上下水道局を含む。）が発注した工事であること（ただし、国又は県等の公共機関が発注した工事で、当該機関の長が兼任を認めた場合は、この限りではない。）。
  - (2) 当初の請負金額がいずれも4千5百万円（建築一式工事の場合は、9千万円）未満の工事であること。
  - (3) 兼任する工事現場が、いずれも長野市内であること。
  - (4) 兼任する全ての工事現場について、常駐、かつ、元請負者の社員である連絡員を配置できること。
  - (5) 設計図書等において、兼任できない旨が示されていないこと。
  - (6) 同一の現場代理人が兼任することができる工事の数は2件までとする。
  - (7) 現場代理人が兼任することができる条件を満たさなくなった場合は、現場代理人を兼任している全ての工事について発注者に、現場代理人兼任解除届（様式第3号）を提出するとともに、条件を満たさなくなった工事における常駐の現場代理人を新たに配置し、当該工事の発注者に現場代理人等変更通知書を提出するものとする。

（現場代理人の常駐義務の緩和）

第6 現場代理人としての権限の行使に支障がなく、かつ、発注者と常に携帯電話等による連絡体制が確保されており、次の各号のいずれかに該当する場合は、工事現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等）に着手するまでの期間
- (2) フレックス工期契約制度を適用する工事におけるフレックス適用期間
- (3) 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部を一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (5) しゅん工検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日現在契約中の工事及び同日以降に契約する工事から適用する。

（要領の廃止）

- 2 長野市建設工事における技術者等の設置に関する取扱要領（令和5年1月1日施行）（以下「技術者等要領」という。）は廃止する。

（経過措置）

- 3 技術者等要領に基づき発出された現場代理人に関する取扱通知については、この要領の施行後も、なお従前の例による。

(様式第 1 号)

## 現場代理人兼任届

年 月 日

長野市長 宛  
長野市上下水道事業管理者 宛

住 所  
受注者 商号又は名称  
代表者氏名

次のとおり、工事請負契約款第 10 条第 3 項及び長野市建設工事における現場代理人の設置に関する取扱要領第 4 第 2 項の規定に基づき、現場代理人を兼任することとしたので届け出ます。

現場代理人氏名		
現場代理人連絡先		通常： <span style="float: right;">携帯電話：</span>
新たに兼任する工事	工事名	
	工事場所	
	契約金額	円
	工期	年 月 日 ～ 年 月 日
	発注機関名及び担当部署	
	監督員氏名	
	備考	
兼任する工事	工事名	
	工事場所	
	契約金額	円
	工期	年 月 日 ～ 年 月 日
	発注機関名及び担当部署	
	監督員氏名	
	備考	

※ 兼任の条件（いずれかを選択、又は記入してください。）

✓	兼 任 の 条 件
□	1 常駐を要しない期間（ 年 月 日～ 年 月 日）における兼任 ※ 現場代理人兼任届（本書）2通、常駐を要しない期間であることを確認できる書類 (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間 (2) フレックス工期契約制度を適用する工事におけるフレックス適用期間 (3) 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間 (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間 (5) しゅん工検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
□	2 兼任することができる工事で、条件を満たす場合の兼任 ※ 現場代理人兼任届（本書）及び連絡員配置届 各2通（国又は長野県等が発注した工事については、当該発注機関に確認してください。）
□	3 専任特例により同一の専任の主任技術者等が2以上の工事を管理する場合で、当該工事の現場代理人も兼任する場合 ※ 現場代理人兼任届（本書）1通（長野市建設工事における技術者の兼務等に関する取扱要領に規定する兼務届と併せて提出してください。）

国又は長野県等が発注した工事については、事前に下欄に当該発注機関の長の承諾を受けてください。

他の発注機関の承諾欄 現場代理人の兼任について承諾します。
令和 年 月 日 発注機関名 <span style="float: right;">⑩</span>

(様式第2号)

## 連絡員配置届

年 月 日

長野市長 宛  
長野市上下水道事業管理者 宛

住 所  
受注者 商号又は名称  
代表者氏名

次のとおり、工事請負契約款第10条第3項及び長野市建設工事における現場代理人の設置に関する取扱要領第4第2項に基づき、現場代理人を兼任することとしたいので、連絡員について届け出ます。

配置する連絡員は、当社の社員に相違ありません。

工 事 名		
工 事 場 所		
現 場 代 理 人 氏 名		
連 絡 員	氏 名	
	通常連絡先	
	緊急時連絡先 (携帯電話)	
備 考		

※常駐、かつ、元請負者の社員である連絡員を配置してください。

(様式第3号)

## 現場代理人兼任解除届

年 月 日

長野市長 宛  
長野市上下水道事業管理者 宛

住 所  
受注者 商号又は名称  
代表者氏名

次のとおり、工事請負契約款第10条第3項及び長野市建設工事における現場代理人の設置に関する取扱要領第4第2項に基づき、現場代理人の兼任を（全部・一部）解除することとしたいので届け出ます。

現場代理人氏名		
現場代理人連絡先		通常： <span style="float:right">携帯電話：</span>
<input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 引続き兼任 <input type="checkbox"/> 解除	工 事 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	円
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	発注機関名 及び担当部署	
	兼任を解除 する場 合の事 由及び 発生 年月日	解除の事由： 発生年月日： 年 月 日
<input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 引続き兼任 <input type="checkbox"/> 解除	工 事 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	円
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	発注機関名 及び担当部署	
	兼任を解除 する場 合の事 由及び 発生 年月日	解除の事由： 発生年月日： 年 月 日